

社会福祉法人共慈会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共慈会（以下「本会」という。）の定款第2章および第4章の規定に基づき評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席（テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む）の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

- 2 常勤役員に対しては、報酬は別表2に基づき1人当たりの月額範囲内で支給する。
- 3 前項の常勤役員に対する報酬は翌月25日に支給する。（支払日が休日の場合には、その後日に繰り下げて支払うものとする。）
- 4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席（テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む）の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 評議員及び役員に対しては、費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規定は、令和元年6月14日より施行する。

この規程は、令和5年6月16日から施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	参加形態	報酬日額 (1人当たり税引き後)	年度総額 (1人当たり 税引き後)
評議員	出席・テレビ 会議等での参加	5,000円	20,000円
	決議省略	5,000円	

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額 (1人当たり)	年間総額 (1人当たり)
役員	100,000円	2,000,000円

別表3 非常勤役員の報酬

役職	参加形態	報酬日額 (1人当たり税 引き後)	年度総額 (1人当たり 税引き後)
理事長	出席・テレビ 会議等での参加	10,000円	600,000円
	決議省略	10,000円	
業務執行理事	出席・テレビ 会議等での参加	5,000円	300,000円
	決議省略	5,000円	
理事	出席・テレビ 会議等での参加	5,000円	300,000円
	決議省略	5,000円	
監事	出席・テレビ 会議等での参加	5,000円	50,000円 (決算時別途支給含む)
	決議省略	5,000円	